安全保障輸出管理の
手続き等に関する手引

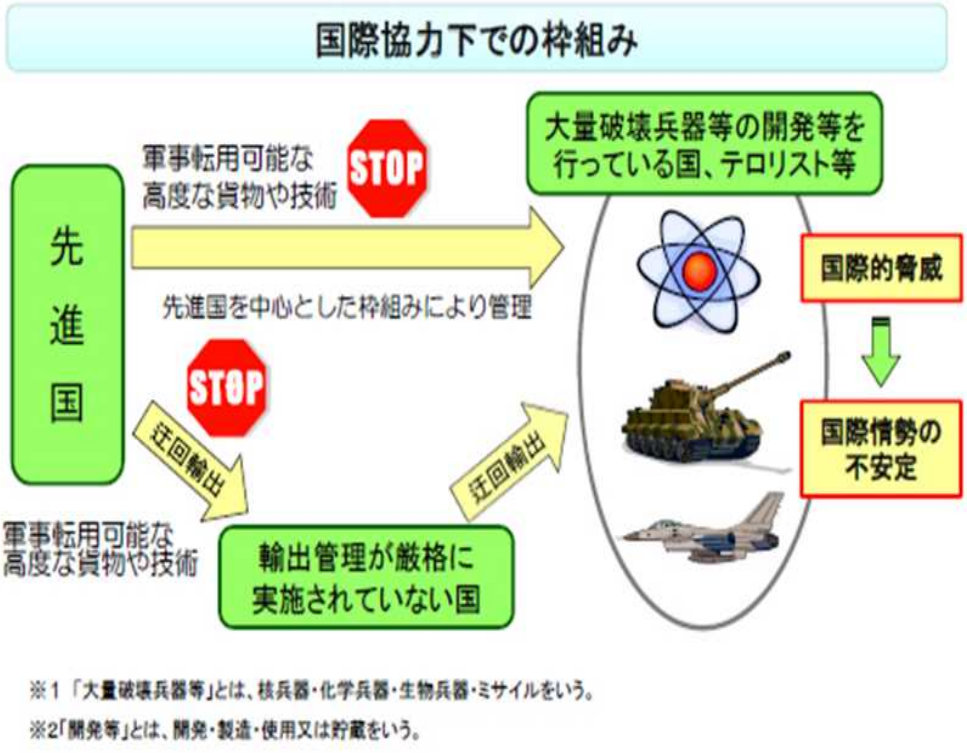

最終決裁者名 ： 学長

（担当部署）
連携推進課
電話:0940-35-1251
E-mail:kenkyuch@fukuoka-edu.ac.jp

１ 趣旨

この手引は，「外国為替及び外国貿易法」等の法令に基づく安全保障輸出管理について，国立大学法人福岡教育大学学長室規程第3条の規定に基づく研究開発推進室の所掌事項として定めた重要通知（福教大連携第443号）に記された管理体制に関して，該非判定及び取引審査等を行う場合の手続について定めています。

２ 安全保障輸出管理体制における該非判定，取引審査を要する場合の手続の流れ

（１）大学教員の海外出張，本学で研究を行う外国人（大学院への留学生，客員研究員）について，研究開発推進室で次の確認・審議を行う。

① 「外国出張における確認表」（様式１）において「該当する」にチェックがあった場合，リスト規制で指定された技術の有無，キャッチオール規制に該当する技術及び対象国について確認し，取引審査の要否を審議する。

② 本学で研究を行う外国人（大学院への留学生，客員研究員）の研究テーマ，出身国（大学・機関）について，リスト規制及びキャッチオール規制に抵触する技術の有無を確認する。必要に応じて日本での居住期間等を確認し，居住者であるか非居住者であるかの確認を行い，取引審査の要否を審議する。

（２）取引審査を要するとの結論を得た場合，当該研究者（海外出張者，本学で研究を行う外国人の指導教員）は次の手続を行う。

① 「該非判定票」（様式２）を起票し，連携推進課に提出する。

② 「「用途」チェックシート」（様式３），「明らかガイドラインシート」（様式４），「「需要者」チェックシート」（様式５）を作成する。

③ ②で作成した各シートに基づき，「審査票」（様式６）を起票し，連携推進課に提出する。

④ 当該大学教員より提出された「該非判定票」（様式２），「審査票」（様式６）を用いて研究開発推進室で取引審査を行い，経済産業大臣への許可申請の必要性の有無を審議する。

（３）研究開発推進室での審議結果について，統括責任者（理事（企画・教育研究・附属学校・教育組織・カリキュラム担当））に報告し，承認を得る。

（４）経済産業大臣への許可申請の要否について，当該大学教員に通知する。許可申請が不要となった場合，技術の提供等を実施することができる。

（５）経済産業大臣への許可申請が必要となった場合，連携推進課において手続を行う。許可が取得されるまでは技術の提供等ができないため，許可取得後は速やかに当該教員に通知する。

３ 各様式の作成・起票、審議・判定等に参照する経済産業省等のＷｅｂページ

（１）経済産業省「安全保障貿易管理」ＨＰトップ
http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html

（２）リスト規制について（対象の技術・貨物）
http://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo02.html

（３）キャッチオール規制について（対象の国・地域）
http://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo03.html

（４）外国ユーザーリスト
http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.html#user-list

（５）リスト規制対象品目（貨物・技術のマトリクス表）
http://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html

（６）一般社団法人 安全保障貿易情報センターＨＰ「輸出管理基本情報」
http://www.cistec.or.jp/export/index.html

＜参考資料＞

福 教 大 連 携 第 443 号
令 和 2 年 4 月 1 日

各部局長　殿

国立大学法人福岡教育大学長
飯　田　慎　司

国立大学法人福岡教育大学における安全保障輸出管理について（重要通知）

大学の国際化に伴い表面化する様々な課題に対応するため，「外国為替及び外国貿易法」（以下，「外為法」という。）等の法令に基づく安全保障輸出管理（以下「輸出管理」という。）の徹底が求められています。法令遵守のための効果的な体制整備と機微な技術情報の管理水準の向上を促進する目的で，文部科学省等と協力して経済産業省が，「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）」を策定しています。これらのことに対応し，本学における安全保障輸出管理体制については，国立大学法人福岡教育大学学長室規程第3条の規定に基づき，研究開発推進室の所掌事項として別紙要綱を定め，下記のとおり取扱いますので通知します。

なお，平成 30 年 3 月 23 日付け福教大連携第 598 号「国立大学法人福岡教育大学における安全保障輸出管理について（重要通知）」は，令和 2 年 4 月 1 日限りで廃止します。

記

1　輸出管理の体制（図１）
（1）輸出管理における最高責任者は，学長とする。
（2）輸出管理統括責任者は，理事・副学長（企画・教育研究・附属学校・教育組織・カリキュラム担当）とする。
（3）輸出管理責任者を副学長(研究担当)とし，研究開発推進室が該非確認等を実施する。
（4）輸出管理担当部署（相談窓口）は，連携推進課とする。
（5）輸出管理に係る実施状況等の監査部署は，監査･業務改革室とする。

2　輸出管理の実施概要
（1）輸出管理に関係する法令の周知等の研修実施
例えば，研究者等に受講が義務付けられているコンプライアンス教育の教育内容に含めるなど，関係教職員への周知を実施する。
（2）外国人客員研究員及び大学院への留学生対応
① 理系及び実験系分野で本学において研究を行う外国人（大学院への留学生・客員研究員）対象に以下の確認を行う。
・ 研究テーマ　　・ 出身国（大学・機関）　　・ 居住期間
② 外為法上の「貨物の輸出」や「技術の提供」についての該非を研究開発推進室において判定する。必要に応じて他大学等，外部機関の専門家に相談を行う。
③ 該当があった場合，連携推進課より経済産業省への申請等の措置をとる。
（3）教員の海外出張時の対応（図２）
① 教員は，海外出張に際し，輸出管理の対象の有無を確認する「外国出張における確認表」を作成し、各年度最初の海外出張時の旅行命令伺に添付する。
② 必要に応じて，外為法上の「貨物の輸出」や「技術の提供」についての該非を研究開発推進室において判定する。 必要に応じて他大学等，外部機関の専門家に相談を行う。
③ 該当があった場合，連携推進課より経済産業省への申請等の措置をとる。

（担当部署）連携推進課
電話:0940-35-1251
E-mail:kenkyuch@fukuoka-edu.ac.jp

＜図１：輸出管理体制＞

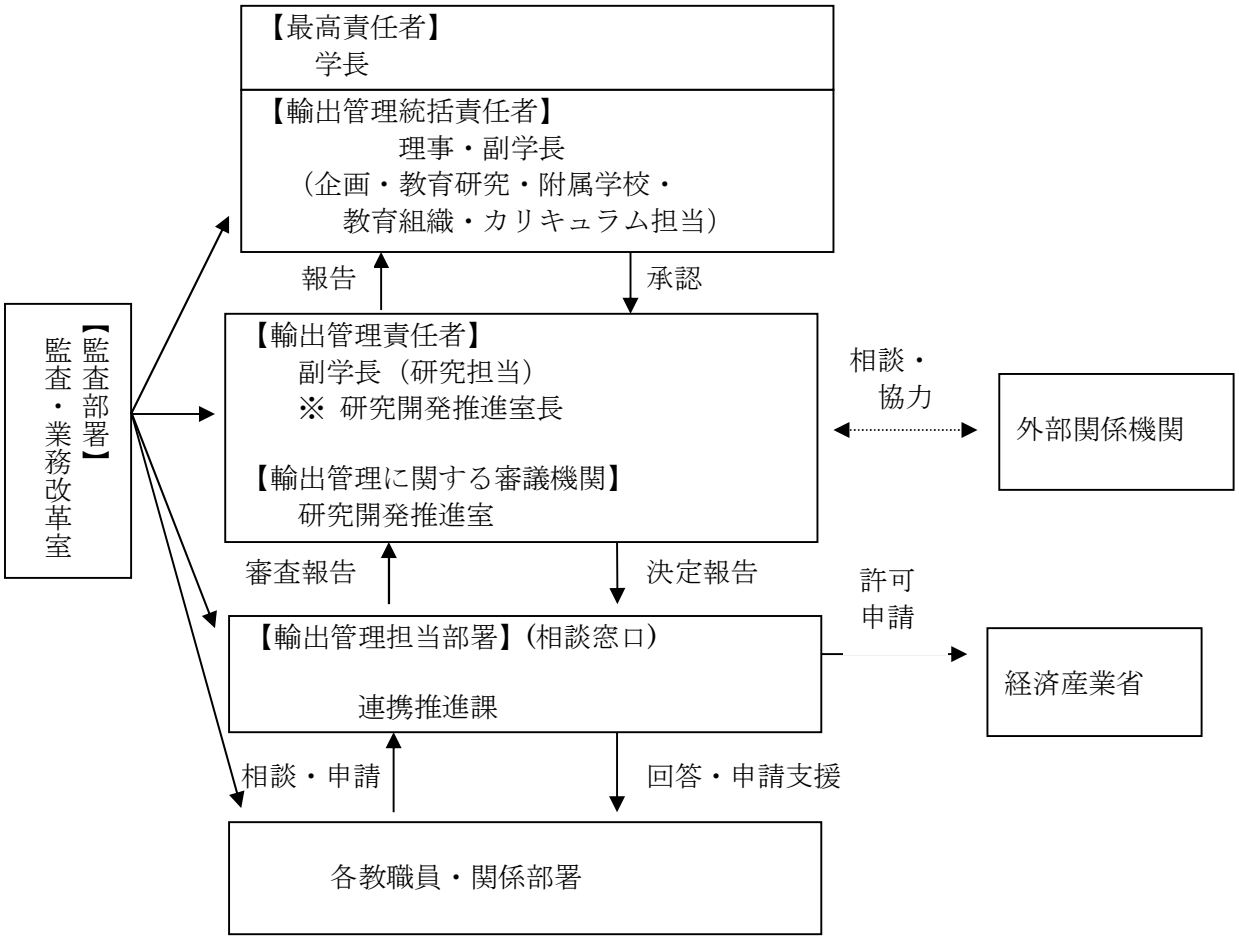

＜図２：教員の海外出張時の対応＞

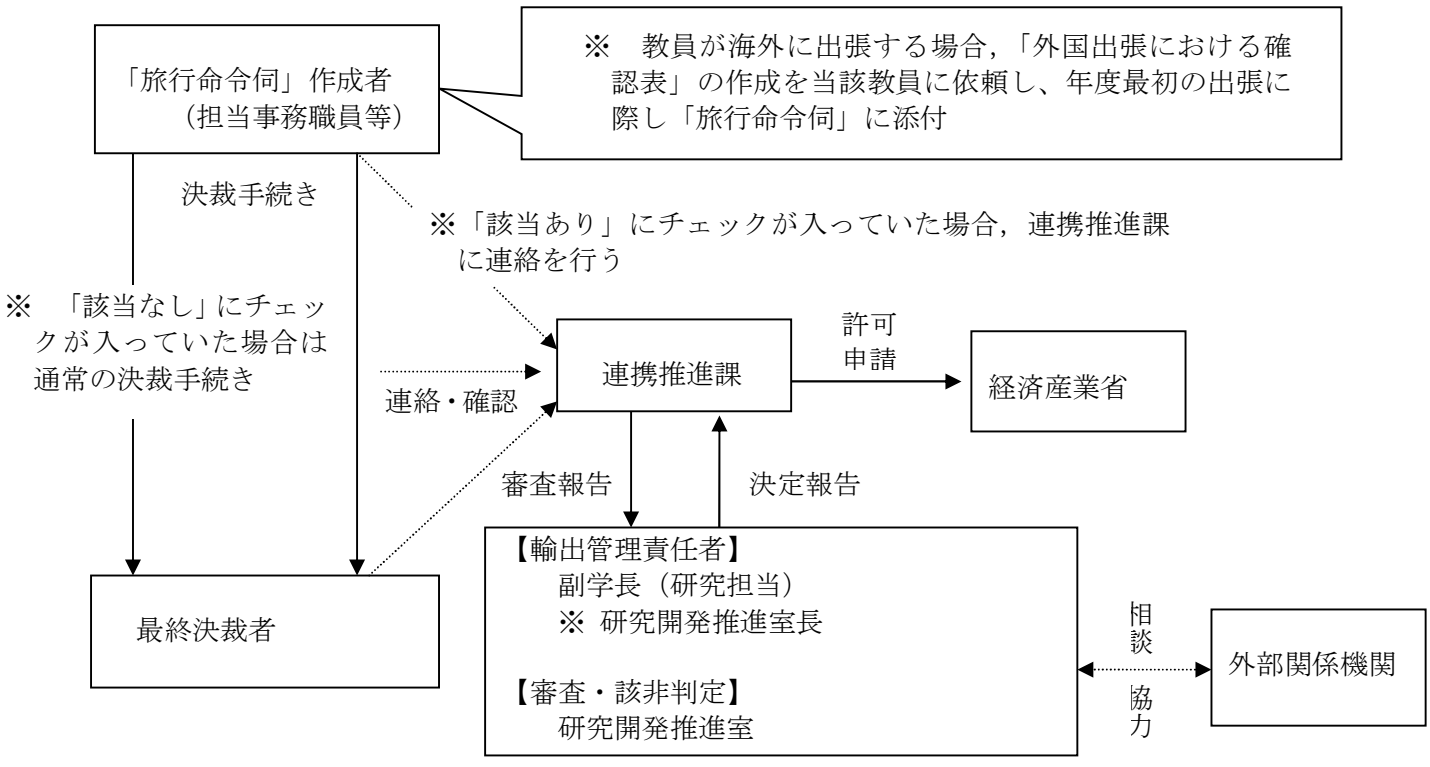

国立大学法人福岡教育大学における安全保障輸出管理に関する要綱

（目的）

第１条 本要綱は、国立大学法人福岡教育大学（以下、「本学」という。）において、学術研究の健全な発展に配慮しつつ、安全保障輸出管理（以下「輸出管理」という。）を適切に実施するために必要な事項を定め、もって国際的な平和及び安全の維持に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条 本要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）外為法等　外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号、以下「法」という。）及びこれに基づく輸出管理に関する政令、省令、通達等をいう。

（２）技術の提供　外国における技術の提供若しくは外国に向けて行う技術の提供又は非居住者への技術の提供若しくは非居住者へ再提供することが明らかな居住者への技術の提供をいう。

（３）貨物の輸出　外国に向けて貨物を送付すること（自ら手荷物として海外に持ち出す場合を含む。）又は外国へ送付されることが明らかな貨物を国内で送付すること。

（４）取引　技術の提供又は貨物の輸出をいう。

（５）リスト規制技術　外国為替令（昭和 55 年政令第 260 号）（以下「外為令」という。）別表の１ の項から 15 の項までに定める技術をいう。

（６）リスト規制貨物　輸出貿易管理令（昭和 24 年政令第 378 号）（以下「輸出令」という。）別表第１の１ の項から 15 の項までに定める貨物をいう。

（７）キャッチオール規制　外為令別表の１６の項に定める技術及び輸出令別表第１の１６の項に定める貨物が、大量破壊兵器若しくは通常兵器の開発等に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣に許可申請を行うことをいう。

（８）該非判定　提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物がリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するか否かを判定することをいう。

（９）取引審査　提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物の該非判定の内容のほか、用途及び需要者（「相手先」ともいう。）を確認し、本学として当該取引を行うかを判断することをいう。

（１０）大量破壊兵器等　核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤、若しくはこれらの散布のための装置、又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機をいう。

（１１）通常兵器　大量破壊兵器等以外の輸出令別表第１の１の項に該当する貨物をいう。

（１２）大量破壊兵器等の開発等　大量破壊兵器等の開発、製造、使用又は貯蔵をいう。

（１３）通常兵器の開発等　通常兵器の開発、製造又は使用をいう。

（適用範囲）

第３条 本要綱は、本学が行うすべての技術の提供及び貨物の輸出に関する業務に適用する。

（基本方針）

第４条 本学の輸出管理の基本方針は、次のとおりとする。
（１）国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのある技術提供及び貨物の輸出は行わない。
（２）外為法等を遵守し、経済産業大臣の許可を受けなければならない場合は、責任を持って、当該許可を取得する。
（３）輸出管理を確実に実施するため、輸出管理の責任者を定め、輸出管理体制を適切に整備し、充実を図る。
（最高責任者）
第５条 本学の輸出管理における最高責任者は、学長とする。
２ 最高責任者は本要綱の制定・改廃、外為法等又は本規程に違反する事実が発生した場合の再発防止策を構築することのほか、輸出管理における重要事項に関する最終的な決定を行う。
（輸出管理統括責任者）
第６条 最高責任者は輸出管理業務を統括する輸出管理統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置き、理事（企画・教育研究・附属学校・教育組織・カリキュラム担当）をもって充てる。
２ 統括責任者は、最高責任者の指示に基づき、本学における輸出管理に関する業務を統括し、本要綱の改廃案の作成、運用手続（細則）の制定・改廃、該非判定及び取引審査の最終的な承認、輸出管理に係る経済産業大臣への許可申請手続、文書管理、監査、指導、教育のほか、本要綱に定められた業務を行う。
（輸出管理責任者）
第７条 統括責任者の下に、輸出管理に関する業務を推進するため、輸出管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、副学長(研究担当)をもって充てる。
２ 管理責任者は統括責任者を補佐し、該非判定等、本要綱に定められた業務を行う。
（輸出管理に関する審議）
第８条 本学の輸出管理に関する重要事項の審議を研究開発推進室にて行う。
２ 審議事項は次の通りとする。
（１）本要綱等の改廃案の作成に関する事項
（２）該非判定、例外適用及び取引審査の審議に関する事項
（３）教職員等に対する研修・啓発活動に関する事項
（４）その他輸出管理に関する重要事項
(事前確認)
第９条 本学の研究者は、海外出張に際し、別途定める「外国出張における確認表」（様式１）に基づき、技術の提供又は貨物の輸出の有無、相手先に関する懸念情報及び例外規定（公知の技術、基礎科学分野の研究活動における技術）の適用判定等について確認を行い、審査を要する可能性がある案件の場合、研究開発推進室において審議を行う。
２　理系及び実験系分野で本学において研究を行う外国人（留学生・客員研究員）の受入に際し、研究テーマ及び出身国、居住期間等について、研究開発推進室において確認を行

う。
３ 前２項の事前確認により、取引審査の手続が必要と判断された場合又は取引審査を行うことが明らかな場合には、教職員等は第１０条（該非判定)、第１１条（用途確認）及び第１２条（需要者確認）の起票・確認を行い、第１３条の取引審査の手続を行わなければならない。
４ 第１、２項の事前確認により取引審査の手続が不要と承認された場合には、当該取引を行うことができる。
（該非判定）
第１０条 教職員等は、取引審査の手続が必要とされた場合は、当該技術又は貨物がリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するかについて該非判定を行い、「該非判定票」（様式２）を起票するものとする。
２ 該非判定は、以下のとおり行う。
（１）本学で研究・開発した技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする教職員等は、必要な技術資料を整備し、最新の外為法等に基づいてリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するかを該非判定する。
（２）本学外から入手した技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする教職員等は、入手先からの該非判定書等を入手し、前号同様、適切に該非判定を行う。ただし、入手先から該非判定書等を入手しなくても本学として前号の手続により該非判定できる場合には、入手先から該非判定書等の入手を省略しても良い。
（用途確認）
第１１条 教職員等は、取引審査の手続が必要とされた場合は、当該技術又は貨物の用途について、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等に用いられるおそれがないかを、別途定める「「用途」チェックシート」（様式３）及び「明らかガイドラインシート」（様式４）を用いて確認するものとする。
（需要者確認）
第１２条 教職員等は、取引審査の手続が必要とされた場合は、当該技術又は貨物の需要者について以下の項目に該当するかを、別途定める「「需要者」チェックシート」（様式５）等を用いて確認するものとする。
（１）提供ルート内関係者の存在・身元に不審な点がある。
（２）経済産業省作成の「外国ユーザーリスト」に掲載されている。
（３）大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等を行う又は行ったことが入手した資料等に記載されている又はその情報がある。
（４）軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関、又はこれらの所属者である。
（取引審査）
第１３条 教職員等は、技術の提供又は貨物の輸出を行おうとするとき、取引審査の手続が必要とされた場合は、リスト規制及びキャッチオール規制の観点から別途定める「審査票」（様式６）を起票して管理責任者による一次審査及び統括責任者による二次審査による承認を受けなければならない。

２　「審査票」には、仕向地、技術・貨物の名称、需要者、用途等を記載し、審査に必要な書類を添付するものとする。

（許可申請）

第１４条 前条第１項における承認により外為法等に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない場合、統括責任者は、経済産業大臣に対して許可申請を行うものとする。

２ 許可申請の際に提出する書類は、事実に基づき正確に記載しなければならない。

３ 技術の提供又は貨物の輸出を行おうとしている教職員等は、外為法等に基づく許可が必要な技術の提供又は貨物の輸出については、経済産業大臣の許可を得ている確認を行わない限り当該技術の提供又は貨物の輸出を行ってはならない。

（技術の提供管理）

第１５条 教職員等は、技術を提供する場合、第９条の事前確認及び第１３条の取引審査の手続が行われたこと、並びに外為法等に基づく許可を受けなければならない取引の場合には、経済産業大臣の許可が取得されていることを確認しなければならない。ただし、第９条第１項の事前確認により取引審査の手続が不要と承認された場合には、第１３条の取引審査の手続の確認は要さない。

２ 教職員等は、前項の確認ができない場合は、当該技術の提供を行ってはならない。

（貨物の出荷管理）

第１６条 教職員等は、貨物を輸出する場合、第９条の事前確認及び第１３条の取引審査手続が行われたこと、並びに貨物が出荷書類の記載内容と同一のものであることを確認し、また、外為法等の許可が必要な貨物の輸出の場合には、経済産業大臣の許可が取得されていることを確認しなければならない。ただし、第９条第１項の事前確認により取引審査の手続が不要と承認された場合には、第１３条の取引審査の手続の確認は要さない。

２ 教職員等は、前項の確認ができない場合は、当該貨物の輸出を行ってはならない。

３ 教職員等は、通関時に事故が発生した場合は、直ちに当該輸出手続を取り止めて管理責任者へ報告する。管理責任者は、統括責任者と協議して適切な措置を講じる。

（文書管理又は記録媒体の保存）

第１７条 教職員等は、統括責任者及び管理責任者の指示の下、輸出管理に係る文書、図面又は電磁的記録を、技術が提供された日又は貨物が輸出された日から起算して、少なくとも７年間は保管しなければならない。

（監査）

第１８条 本学の輸出管理が本要綱に基づき適正に実施されていることを確認するため、監査を定期的に行うものとする。

２　監査は、国立大学法人福岡教育大学内部監査規程に基づき、監査・業務改革室が実施する。

（調査）

第１９条 統括責任者は、輸出管理を適正かつ効果的に実施するため、必要に応じてリスト規制技術の保有状況について調査を行うものとする。

（指導）

第２０条 統括責任者は教職員等に対し、最新の外為法等の周知その他関係法令の規定を遵守するために必要な指導を行うものとする。

（教育）

第２１条 管理責任者は、統括責任者の指示の下、外為法等及び本規程の遵守の重要性を理解させ、確実な実施を図るため、教職員等に対し、計画的に教育を行うものとする。

（報告）

第２２条 教職員等は、外為法等又は本規程に違反する又は違反のおそれがある事実を知った場合は、その旨を管理責任者に速やかに通報しなければならない。

２ 管理責任者は、前項の通報があった場合、直ちに統括責任者に報告するとともに、当該報告の内容を調査し、その結果を統括責任者に報告しなければならない。

３ 統括責任者は、前項の報告により、外為法等に違反している事実が明らかになったとき又は違反したおそれのあることが判明したときには、最高責任者に報告するとともに、関係部署に対応措置を指示するとともに、遅滞なく関係行政機関に報告する。また、最高責任者は、その再発防止のために必要な措置を講じる。

（懲戒）

第２３条 教職員が故意又は重大な過失により外為法等及び本要綱に違反した場合には、本学の定める就業規則に基づき懲戒処分の対象とする。

（担当事務）

第２４条 この要綱に関する事務は、連携推進課（研究支援担当）において処理する。

（様式 1）

外国出張における確認表
（安全保障輸出管理関係）

チェックフローに従って確認し、安全保障輸出管理における該当の有無にチェックを入れてください。

研究分野は理系または実験系ですか？

□No → 「該当しない」にチェック

□Yes

★以下の①と②両方を確認してください★

①出張先で技術の提供を行いますか？

□No → 「該当しない」にチェック

学会・会議の聴講に行く場合のように、技術の提供を行なわない場合（提供を受ける場合）は、「No」を選んでください。

□Yes

出張の用務は、学会等における発表等であり、技術（プログラム含む）を公知とするために提供するものですか？

□No

「公知」:不特定多数の者が知り、又は知りえる状況にあること。プログラムの場合はソースコードが公開されていること。

「該当する」にチェック

□Yes → 「該当しない」にチェック

②研究機材・研究試料（貨物）を現地に送付・携行しますか？

□No → 「該当しない」にチェック

□Yes

教員等が自ら送付・携行する場合のみならず、研究室に配属されている学生等が、送付・携行する場合も「Yes」を選んでください。

このたび送付・携行する貨物は、「輸出管理を要さない貨物」（食料品・木材等）ですか？

□Yes → 「該当しない」にチェック

□No

今回送付・携行する貨物は、自己使用の目的の市販の PC 又は携帯電話だけですか？

□Yes → 「該当しない」にチェック

□No → 「該当する」にチェック

出張先（国名）:＿＿＿＿＿＿

所属:＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名:＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

今般の海外出張に関して、安全保障輸出管理の対象に
□該当する　　□該当しない
ことを確認しました。

※「□該当する」にチェックが入った場合、その他ご相談は研究開発推進室（事務担当:連携推進課）までご連絡ください。

Tel:0940-35-1251,　mail: kenkyuch@fukuoka-edu.ac.jp

（様式２）

該非判定票

作　成　日：　　年　　月　　日

所属・職名

連　絡　先：Tel　　E-mail

技術の名称、取引概要 貨物の名称、型及び等	

外国為替令別表 の項番		
１	該当する	該当しない
２	該当する	該当しない
３	該当する	該当しない
３の２	該当する	該当しない
４	該当する	該当しない
５	該当する	該当しない
６	該当する	該当しない
７	該当する	該当しない
８	該当する	該当しない
９	該当する	該当しない
１０	該当する	該当しない
１１	該当する	該当しない
１２	該当する	該当しない
１３	該当する	該当しない
１４	該当する	該当しない
１５	該当する	該当しない
	「該当する」欄が１か所以上ある	すべて「該当しない」欄のみ

※技術の内容・性能を法令（外国為替令別表、貨物等省令、解釈通達）に照合した上で、それぞれの項について「該当する」「該当しない」のいずれかに〇印を付けてください。

※「該当する」に〇印を付けた項については、貨物等省令、解釈通達の関係箇所と技術の仕様（性能）を比較し、該当すると判断した根拠を、別紙「対比表」に明記してください。

※「該当しない」に〇印を付けた項でも、技術の性質上その項に近いものである場合には、貨物等省令、解釈通達の関係箇所と貨物の仕様（性能）を比較し、該当しないと判断した根拠を、別紙「対比表」に明記してください。

本件技術は、以上のとおり外国為替令別表（第１６項を除く。）に該当（します・しません）。

外国為替令の関係項、貨物等省令の関係箇所及び解釈通達の関係箇所と、本件技術の仕様（性能）との対応関係は、別紙「対比表」のとおりです。

（様式２別紙）

（該非判定票別紙）外国為替令の関連項目等と技術の仕様（性能）の対比表

該非判定票に記載した技術／貨物に係る、外国為替令の関係項、貨物等省令の関係箇所及び解釈通達の関係箇所と、本件技術の仕様（性能）との対応関係は、以下のとおりです。

外国為替令別表		貨物等省令		解釈通達	技術の仕様
項　番	項　目	項　番	項　目		

技術の該非判定結果　□ 該当　□ 非該当

※記述に当たっては、以下の事項を満たしてください。

- 外国為替令別表の関係項、貨物等省令の関係箇所及び解釈通達の関係箇所については、それぞれが明確に分かるよう、該当部分を引用し、技術の仕様（性能）との対比を明らかにすること。
- 特に、該当非該当に係る具体的数値については、技術の有する数値と基準の関係が分かるよう記載すること。
- 技術の仕様（性能）などが分かる資料を添付すること。

（様式２別紙　記載例）

（記載例）「熱分解蒸着処理に係る技術」の場合

（該非判定票別紙）外国為替令の関連項目等と技術の仕様（性能）の対比表

該非判定票に記載した技術／貨物に係る、外国為替令の関係項、貨物等省令の関係箇所及び解釈通達の関係箇所と、本件技術の仕様（性能）との対応関係は、以下のとおりです。

外国為替令別表		貨物等省令		解釈通達	技術の仕様
項　番	項　目	項　番	項　目		
第４項 （５）	原料ガスの熱分解により生成する物質を基材に定着させるための装置の使用にかかる技術であつて、経済産業省令で定めるもの	第１６条 第５項	外為令別表４の項（５）の経済産業省令で定める技術は、原料ガスの熱分解（1,300 度以上 2,900 度以下の温度範囲において、かつ、130 パスカル以上 20,000 パスカル以下の絶対圧力の範囲において行うものに限る。）により生成する物質を基材に定着させるための技術とする。		・2,000～2,500 度の温度範囲 ・15,000～20,000 パスカルの絶対圧力 以上の条件の下、原料ガスの熱分解により生成する物質を基材に定着させるための技術である。 したがって、該当。

技術の該非判定結果　■ 該当　□ 非該当

（様式３）

「用途」チェックシート

以下の用途に用いられる又は用いられるおそれがあるかをＷＥＢページ、カタログなどで確認すること。（どちらかに〇をつけること。）

核兵器の開発、製造、使用又は貯蔵		はい・いいえ
軍用の化学製剤の開発、製造、使用又は貯蔵		はい・いいえ
軍用の細菌製剤の開発、製造、使用又は貯蔵		はい・いいえ
軍用の化学製剤若しくは細菌製剤の散布のための装置の開発、製造、使用又は貯蔵		はい・いいえ
300ｋｍ以上運搬することができるロケットの開発、製造、使用又は貯蔵		はい・いいえ
300ｋｍ以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用又は貯蔵		はい・いいえ
別表行為	①核燃料物質若しくは核原料物質の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
	②核融合に関する研究	はい・いいえ
	③原子炉又はその部分品又は附属装置の開発、製造、使用若しくは貯蔵	はい・いいえ
	④重水の製造	はい・いいえ
	⑤核燃料物質の加工	はい・いいえ
	⑥核燃料物質の再処理	はい・いいえ
	⑦以下の行為であって、軍若しくは国防に関する事務をつかさどる行政機関が行うもの又はこれらの者から委託を受けて行うことが明らかなもの ａ　化学物質の開発又は製造 ｂ　微生物若しくは毒素の開発、製造、使用又は貯蔵 ｃ　ロケット若しくは無人航空機の開発、製造、使用又は貯蔵 ｄ　宇宙に関する研究	はい・いいえ
輸出令別表第３の２地域向けの場合で通常兵器（輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。））の開発、製造又は使用		はい・いいえ

最終項目が「はい」の回答結果となった場合は以下の各項目についても確認すること。

用途要件の除外	①当該輸出貨物又は技術を用いて開発等される別表（※）に掲げる貨物が産業、娯楽、スポーツ、狩猟又は救命の用に供される旨が文書等に記載され又は記録されている場合であり、かつ、輸出者等が同表に掲げる貨物がこれらの用に供される旨輸入者等から連絡を受けている。	はい・いいえ
	②日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定に基づき、自衛隊がアメリカ合衆国軍隊に対して貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	③自衛隊法に基づく海上における警備行動の用に供するために貨物の輸出を行う。	はい・いいえ
	④自衛隊法に基づく在外邦人等の輸送の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	⑤自衛隊法に基づく国賓等の輸送の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	⑥国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づく国際緊急援助活動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	⑦国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律に基づく国際平和協力業務の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	⑧海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律に基づく海賊対処行動の用に供するために貨物の輸出を行う。	はい・いいえ
	⑨テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法に基づく補給支援活動の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ
	⑩イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法に基づく対応措置の用に供するために貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	はい・いいえ

（※）別表　一　銃砲若しくはこれに用いる銃砲弾（発光又は発煙のために用いるもの　を含む。）のうち次に掲げるもの又はこれらの部分品
１　空気銃、散弾銃、ライフル銃若しくは火縄式鉄砲又はこれらのものに用いる銃砲弾
２　救命銃、もり銃若しくはリベット銃その他これらに類する産業用銃又はこれらのものに用いる銃砲弾
二　産業用の発破器
三　産業用の火薬若しくは爆薬又はこれらの火工品

（様式４）

明らかガイドラインシート

以下の各項目について、確認すること。
なお、取引の形態等からみて問いが当てはまらない場合には、「－」に○を付ける。

貨物等の用途・仕様	① 輸入者、需要者又はこれらの代理人から当該貨物等の用途に関する明確な説明がある。	はい・いいえ・－
	② 需要者の事業内容、技術レベルからみて、当該貨物等を必要とする合理的理由がある。	はい・いいえ・－
貨物等の設置場所等の態様・据付等の条件	③ 当該貨物等の設置場所又は使用場所が明確である。	はい・いいえ・－
	④ 当該貨物等の設置場所又は使用場所が軍事施設内若しくは軍事施設に隣接している又は立ち入りが制限されている等の高度の機密が要求されている地域であり、かつ、その用途に疑わしい点があるとの情報を有していない。	はい・いいえ・－
	⑤ 当該貨物等の輸送、設置等について過剰な安全装置・処置が要求されていない。	はい・いいえ・－
貨物等の関連設備・装置等の条件・態様	⑥ 当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料についての説明がある。	はい・いいえ・－
	⑦当該貨物等及び当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料の組み合わせが、当該貨物等の用途に照らして合理的、整合的である。	はい・いいえ・－
	⑧異常に大量のスペアパーツ等の要求がない。	はい・いいえ・－
	⑨通常必要とされる関連装置の要求がある。	はい・いいえ・－
表示、船積み、輸送ルート、梱包等における態様	⑩輸送時における表示、船積みについての特別の要請がない。	はい・いいえ・－
	⑪製品及び仕向地からみて、輸送ルートにおいて異常がない。	はい・いいえ・－
	⑫輸送時における梱包及び梱包における表示が輸送方法や仕向地などからみて異常がない。	はい・いいえ・－
貨物等の支払対価等・保証等の条件	⑬当該貨物等の支払対価・条件・方法などにおいて異常に好意的な提示がなされていない。	はい・いいえ・－
	⑭通常要求される程度の性能等の保証の要求がある。	はい・いいえ・－
据付等の辞退や秘密保持等の態様	⑮据付、指導等の通常予想される専門家の派遣の要請がある。	はい・いいえ・－
	⑯最終仕向地、製品等についての過度の秘密保持の要求がない。	はい・いいえ・－
外国ユーザーリスト掲載企業・組織	⑰外国ユーザーリストに掲載されている企業・組織向けの取引については、リストに掲載されている当該需要者の関与が懸念されている大量破壊兵器の種別（核兵器、生物兵器、化学兵器、ミサイル）と、輸出する貨物等の懸念される用途の種別（「大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例」等を参考に、輸出しようとする貨物等の特性から判断すること）が一致しない。	はい・いいえ・－
その他	⑱その他需要者が取引の慣行上当然明らかにすべき事項に関する質問に対して明確な説明がない等の取引上の不審な点がない。	はい・いいえ・－

（注）技術の提供や外国人の受入れの場合は、上記各項目の文言につき、例えば「輸入者」を「契約先」や「受入予定者」と読み替える等、適宜読み替えて適用してください。

（様式５）

「需要者」チェックシート

①外国ユーザーリストのチェック

（どちらかに〇を付けること）

需要者は外国ユーザーリストに掲載されているか。	はい・いいえ

②需要者要件のチェック

需要者が以下に掲げる行為を行っている又は過去に行っていたことについて契約書、ホームページ等ＷＥＢ、カタログ若しくは入手した文書・記録媒体に記載・記録されているか、又は相手先から連絡を受けたかについて確認すること。

（どちらかに〇をつけること）

核兵器の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
軍用の化学製剤の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
軍用の細菌製剤の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
軍用の化学製剤又は細菌製剤の散布のための装置の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
300ｋｍ以上運搬することができるロケットの開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ
300ｋｍ以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用又は貯蔵	はい・いいえ

（様式６　技術の提供・貨物の輸出用）

審査票（技術の提供・貨物の輸出用）

作成年月日：　　年　　月　　日

所属・氏名

１．技術の提供・貨物の輸出の概要

件名（内容）		
技術･貨物の名称		（金額）：
該非判定 （１～１５項）	＜技術＞　外為令別表：　　項　　号 （貨物等省令：　条　項　号） ＜貨物＞　輸出令別表第１：　項　号 （貨物等省令：　条　項　号）	□該当　□非該当　□不明･疑義 □公知　□基礎科学　□規制対象外 □該当　□非該当　□不明･疑義 □少額特例　□規制対象外
	上記判断の根拠　※特に「該当」以外の欄にチェックする場合には、提供予定技術・貨物の具体的内容に照らして、なるべく詳しく、具体的に記入すること。	
仕向地（国名）		□ホワイト国　□国連武器禁輸国・地域　□懸念国　□その他
契約先	名称（英	□新規　□継続　□軍関連
	※ＨＰアドレスを記載（　　）及び／又は資料を添付すること。	
	所在地	
需要者又は利用者	名称（英	□新規　□継続　□軍関連　※Ｈ
	※ＨＰアドレスを記載（　　）及び／又は資料を添付すること。	
	所在地	
用　途	内容（　　）	
	□大量破壊兵器等関連　□通常兵器関連　□軍関連　□不明・疑義　□その他	
	資料：　□有（　　）　□無	
客観要件	Ⅰ．大量破壊兵器キャッチオール規制 非ホワイト国（国連武器禁輸国・地域を含む）向けの場合、大量破壊兵器キャッチオール規制に係る、 ①「用途」チェックシートに「はい」が一つでもあるか　□はい　□いいえ ②「需要者」チェックシートに「はい」が一つでもあるか　□はい　□いいえ ③明らかガイドラインに関するチェックシートに「いいえ」が一つでもあるか　□はい　□いいえ	
	Ⅱ．通常兵器キャッチオール規制 国連武器禁輸国・地域向けの場合、通常兵器キャッチオール規制に係る、 ①「用途」チェックシートに「はい」が一つでもあるか　□はい　□いいえ ②（①が「はい」の場合、）「用途」チェックシート下欄の用途要件の除外に「はい」が一つでもあるか　□はい　□いいえ	
	Ⅲ．客観要件の確認に、不明点又は疑義があるか　□はい　□いいえ	
インフォーム要件	経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたか　□はい　□いいえ	
取引経路	→　→	
契約予定	年　月	取引予定期間　年　月　日　～　年　月　日

２．総合取引判定結果　（判定年月日：　　年　　月　　日）

取引審査判定	□承認	□規制対象外	□非該当	□特例（少額、その他）
	□条件付承認	□包括許可	□個別許可	□許可例外
	□経済産業省へ届出／相談　□不承認			
取引承認条件				
上記判定理由				

（様式６　外国人（大学院への留学生･客員研究員等）受入用）

審査票（外国人（留学生・客員研究員等）受入用）

作成年月日：　　年　　月　　日

所属・氏名

１．外国人に教育・提供する技術の概要

受入予定者	氏名（英字）	
	出身国（国名）	□ホワイト国　□国連武器禁輸国・地域　□懸念国　□その他
	出身組織	※ＨＰアドレスを記載（　　）及び／又は資料を添付すること。
教育・提供予定技術の該非判定（１～１５項）	外為令別表：　項　号（貨物等省令：　条　項　号）※該当するおそれのある項番が複数あるときは、その全てを列挙。 □該当　□非該当　□不明･疑義　□公知　□基礎科学　□その他規制対象外	
	上記判断の根拠　※特に「該当」以外の欄にチェックする場合、受入予定者の研究計画・提供予定技術等に照らして、なるべく詳しく、具体的に記入すること。	
受入予定者の卒業後の予定／希望勤務先（知っていれば記入）	名称（英字）	※ＨＰアドレスを記載（　　）及び／又は資料を添付すること。
	所在地	
提供予定技術の用途〔留学生等の場合、修了後の予定／希望進路での用途〕（知っていれば記入）	内容（　　） □大量破壊兵器等関連　□通常兵器関連　□軍関連　□不明・疑義　□その他	
	資料：　□有（　　）　□無	
客観要件	Ⅰ．大量破壊兵器キャッチオール規制：　受入予定者の出身国・出身組織・卒業後の予定／希望勤務先が、非ホワイト国（国連武器禁輸国・地域を含む）の場合、大量破壊兵器キャッチオール規制に係る、 ①「用途」チェックシートに「はい」が一つでもあるか　□はい　□いいえ ②「需要者」チェックシートに「はい」が一つでもあるか　□はい　□いいえ ③（②が「はい」の場合、）明らかガイドラインに関するチェックシートに「いいえ」が一つでもあるか　□はい　□いいえ	
	Ⅱ．通常兵器キャッチオール規制：　受入予定者の出身国・出身組織・卒業後の予定／希望勤務先が、国連武器禁輸国・地域の場合、通常兵器キャッチオール規制に係る、 ①「用途」チェックシートに「はい」が一つでもあるか　□はい　□いいえ ②（①が「はい」の場合、）「用途」チェックシート下欄の用途要件の除外に「はい」が一つでもあるか　□はい　□いいえ	
	Ⅲ．客観要件の確認に、不明点又は疑義があるか　□はい　□いいえ	
インフォーム要件	受入予定者の出身組織・卒業後の予定／希望勤務先につき、経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたか　□はい　□いいえ	
受入予定期間	年　月　日　～　年　月　日	

２．総合受入判定結果　（判定年月日：　年　月　日）

受入審査判定	□承認 □条件付承認	□規制対象外　□非該当　□特例（公知・基礎科学、その他）
	□経済産業省へ届出／相談　□不承認	
受入承認条件		
上記判定理由		

（担当部署）連携推進課
電話:0940-35-1251
E-mail:kenkyuch@fukuoka-edu.ac.jp

(履歴)
平成３０年３月２６日 作成
令和２年４月１日　更新